

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141

21 年 2 月 22 日

いよいよ確定申告本番！各支部で申告書作成会が開催中

変更点に苦戦 南浜支部

12日 太郎代班で太郎代自治会館を会場に申告作成会が開催され、6名が集まりました。三役・高橋士郎副会長も参加し今年の3.13の注意点をはじめ、インボイス、税務調査などについて話しました。また、共済会の大切さを訴えると参加した会員からは「入院した際に給付金が出て助かった」「長寿祝金をもらい長く入って来て良かった」など、しばらく共済会が話題に。



税額の計算も含め申告書の下書きを作ってくるベテラン会員でも今回の基礎控除が変更になっていることに気づかず、書き直す場面もありました。全商連会館募金をお願いすると全員が快く募金に協力してくれました。

何のための給付金？ 関屋支部

9日、丸屋さんに8名が集まり、申告書を作成しました。野上会長の消費税の話から「インボイス制度でクリーニング屋さんとの塩（漂白用）の取引が無くなってしまふ」と悲痛の声。作成では「今回もらった給付金はどこへ記入するのか」「給付金をプラスすることで1000万円超える。消費税は不課税だが分かってもらえるの？」「給付金で所得があがってしまった。所得税も国保などもあがってしまう。見舞金じゃないのか？」などの意見がでました。

参加者がいつの間にかそばを注文したりして、丸屋さんも少し潤い、一石二鳥の申告会になりました。



日程

- ・ 2月27日 市民アクション講演会
- ・ 3月 1日 第1回理事会
- ・ 3月11日 重税反対全国統一行動

基礎控除など変更点があつて大変

東山ノ下支部 船江町班

13日、船江班の班会がときわ診療所の会議室で行われ9名が集まりました。中村支部長あいさつの後、事務局よりインボイス制度や税務調査など話し、3・13重税反対統一行動の内容を説明しました。



参加者はそれぞれ申告書を作成して参加しています。基礎控除が変更になっていることがわからずに前年の基礎控除を記入してきた方もいました。年金と給与の申告がある方は所得調整控除が手引きを見てもよくわからないと言っていました。税制度が複雑で理解しにくい内容になっています。持続化給付金の扱いも話題になりました。一時所得に記入していた方がおり、事業所得の扱いに計算をし直しました。

東山ノ下支部では、作成会を開催していきますが、会員同士学びながら進めていきます。

増税に先行き不安

木戸支部 中山班

8日、木戸支部中山班は申告書作成班会を小黒さんの自宅を会場に行いました。支部役員五十嵐さんも参加しました。コロナ危機打開の緊急署名と消費税率名にそれぞれ記入し、中小業者を取り巻く情勢とインボイス制度の話題にもなりました。「増税になったら商売が今後も続けられるか」と不安の声が参加者からでました。



「日頃からお世話になっているので」と参加者から全商連会館募金に協力していただきました。新型コロナウイルス感染症対策をしながらの班会でしたが、短時間で終了しました。

申告書の主な変更点・留意点

- ①基礎控除が38万円から48万円に引き上げ
引き上げにより給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ引き下げられました。
 - ②ひとり親控除が創設（寡夫控除は廃止）
婚姻歴の有無、性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者が対象。
控除額 35万円
 - ③所得金額調整控除
給与所得と年金所得がある場合、所得金額調整控除が受けられます。給与所得控除額に所得金額調整控除の額が加算されます。
年金所得+給与所得≦所得金額調整控除
10万円を超える場合は10万円 マイナスは0円
 - ④青色申告特別控除
2019分まで左記の要件で65万円控除を受け
ることができました。
 - ・複式簿記での記帳
 - ・貸借対照表と損益計算書を添付
 - ・申告期限内での確定申告2020年分からは右記の要件に加え「電子帳簿保存」又は「e-TAXによる電子申告」をしなければ65万円控除が受けられません。（右記の3要件のみは55万円に引き下げ）
 - ⑤各種給付金の取扱いについて
各種給付金は課税扱い（消費税は不課税）です。
事業所得で申告している方は売上以外の雑収入に計上し申告をします。フリーランスの方で給与所得又は雑所得で申告している方。給与所得者は一時所得。雑所得者は雑所得で申告します。
- 新型コロナウイルス対策で商売が困窮しているから給付された給付金に課税するなど言語道断です。中小企業庁も「給付金はお見舞い金」と話しており、お見舞金であれば非課税にするべきです。
- また、電子帳簿や電子申告しか青色特別控除を満額受けられないのもおかしい話です。電子帳簿や電子申告は税務署側の都合なだけで、申告している納税者には関係のない話です。同じ納税者として白色も青色も等しく控除が受けられるよう声を上げていきましょう。

国保料・介保料の新型コロナウイルス減免制度を活用しよう！

- ◇対象者
世帯の主たる生計維持者が
- ①収入（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が、前年比で3割以上減少の見込み
 - ②前年所得の合計額が1000万円以下。
合計額が400万円以下
※前年とは平成31年です。
 - ③収入減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
- ◇対象期間
令和2年2月1日から3年3月31日まで
（すでに支払った分は還付されます）
- ◇提出書類
- 国民健康保険料減免申請書
 - 収入見込額等申告書
 - 令和元年中の収入が分かる書類
（確定申告書の控えなど）
 - 令和2年1月から12月までの収入が分かる書類（帳簿など）
- ※注意点
前年の所得金額が0もしくはマイナスの場合
は、計算で減免額が0になり今回の減免制度の対象外となります。
- これらの減免制度は締め切りが今年の3月31日となります。確定申告作成会などで収入計算を行い、該当するかどうかみんなで話し合う運動を進めましょう。

全商連会館の建設募金への 御協力のお願ひ

東京の全商連会館が新築されました。これまでも多くの会員さんから募金がされ、民商全体で465、877円の募金が集まっています。亀田支部読者の吉野さんからは2万円もの募金を頂きました。募金を頂いた皆さんに厚く御礼申し上げます。

全商連は全国が統一的に民商運動を進められるようにするため不可欠な組織です。その会館は言わば「民商運動の砦」となります。

建設募金の締め切りはこの2月末となります。まだ募金されていない方も、もう少し募金したい方も民商運動発展のために、御協力よろしく願ひします。